１．評価委員会の関与（大学除く）

　　○設立団体の長に権限移譲されたものは、役割を廃止

例）各事業年度の業績評価、中期目標期間終了後の業績評価、業務改善勧告

○現行制度で議会の議決を要するものは、意見を聞く仕組みを存続

　　　例）定款変更（一部）、中期目標の作成・変更

○その他必要性の高い項目についてのみ、役割を維持

例）中期目標期間終了時の検討

　　※設立団体が自らの判断で、法律の規定に反しない範囲で条例を定めることにより、

　　　目標設定や評価等のPDCAサイクルの各過程に、評価委員会が関与することは可能。

２．本府の対応案

　　　改正地独法上、設立団体の長が行う業績評価のうち、「中期目標期間終了時に見込まれる業績評価」に限り、評価委員会の意見聴取が必須とされた。

しかし、設立団体の長が業績評価を行うにあたり、第三者関与による客観性の確保など、改正前と同様の関与が望ましい場合があることから、改正後の地独法で必須とされなかった

・各事業年度の業績評価

・中期目標期間終了後の業績評価

については、評価委員会に意見を聴くことができるよう、Ｈ３０.２府議会定例会に「大阪府地方独立行政法人評価委員会条例」の改正を提案予定。

３．大安研評価委員会の対応案

①大学（志願者数）病院（患者数）などと異なり業績評価の難しさを有していること

②統合・独法化後間もない法人であり、さらなる業務運営の効率化を推進する必要があ

ること

③地域における科学的かつ技術的に中核となる機関（地方衛生研究所）という業務の特殊性を有していること

に鑑み、

・各事業年度の業績評価（毎事業年度）

・中期目標期間終了後の業績評価（大安研の場合、５年に１度）

について、法人所管課が評価案を作成するにあたり、評価委員会に意見をいただきたい。

（評価委員会に意見を聴くことができるよう、Ｈ３０.２府議会定例会、市会定例会に「大

阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会共同設置規約」の変更を提

案予定。）

資料３

４．法改正後における業績評価に対する評価委員会の運用イメージ



５．法改正の前後における評価委員会の関与

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な項目 | 現行 | 法改正後  （H30.4.1～） |  | 大安研評価委員会関与 |
| **中期目標の策定・変更への意見** | ○ | ○ | ○ |
| 中期計画の認可への意見 | ○ | × | ― |
| 各事業年度の業績評価 | ◎ | × | ― |
| **各事業年度の業績評価への意見** | ― | × | ○ |
| **中期目標期間終了時に見込まれる**  **業績評価への意見** | ― | ○ | ○ |
| **中期目標期間終了時の検討への意見** | ○ | ○ | ○ |
| 中期目標期間終了後の業績評価 | ◎ | × | ― |
| **中期目標期間終了後の業績評価への意見** | ― | × | ○ |
| 業務方法書の認可への意見 | ○ | × | ― |
| 業務改善勧告 | ◎ | × | ― |
| 財務諸表の承認への意見 | ○ | × | ― |
| 繰越金の承認への意見 | ○ | × | ― |
| **不要財産の納付等の認可への意見** | ○ | ○ | ○ |
| **重要財産の処分等の認可への意見** | ○ | ○ | ○ |
| **役員報酬変更への意見** | ○ | ○ | ○ |

　　◎：　評価委員会の権限　○：　評価委員会の意見申述

　　※網掛け項目は、大安研評価委員会関与あり

　　　白抜き文字は、府条例で評価委員会の役割を追加する項目